

## ○沖縄県立看護大学教員選考基準

(平成 11 年 11 月 10 日)

〔沿革〕平成 19 年 12 月 19 日改正

平成 20 年 1 月 16 日改正

平成 27 年 1 月 21 日改正

平成 30 年 4 月 18 日改正

(趣旨)

第 1 条 教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 3 条及び教育公務員特例法施行令（昭和 24 年政令第 6 号）第 9 条の規定に基づき、沖縄県立看護大学の教授、准教授、講師、助教、助手及び特任教授の選考は、この基準により行う。

(教授の資格)

第 2 条 教授の選考は、本学の教育理念を理解し推進できる者で、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者について行う。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準じると認められる者
- (3) 大学において教授又は准教授の経験のある者
- (4) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(准教授の資格)

第 3 条 准教授の選考は、本学の教育理念を理解し推進できる者で、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者について行う。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 大学において准教授又は助教又は専任の講師の経歴のある者
- (3) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有する者

(講師の資格)

第 4 条 講師の選考は、本学の教育理念を理解し推進できる者で、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

- (1) 前 2 条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2) 大学において助教又はこれに相当する教員としての経験を有する者
- (3) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

(助教の資格)

第 5 条 助教の選考は、本学の教育理念を理解し推進できる者で、次の各号のいずれか

に該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者について行う。

- (1) 第2条各号又は第3条各号のいずれかに該当する者
- (2) 修士の学位以上（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、助教としてふさわしい教育研究上の業績があると認められる者
- (3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者  
（助手の資格）

第6条 助手の選考は、本学の教育理念を理解し推進できる者で、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

- (1) 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (2) 前号の者に準ずる能力があると認められる者  
（特任教授の資格）

第7条 特任教授の選考は、本学の教育研究に係る特命事項に関する業務を遂行する者で、第2条に規定する資格を有する者について行う。

（その他）

第8条 特に優れた臨床及び教育研究上の業績を有する者については、前第2条から第6条の規定にかかわらず、教員選考の候補とすることができる。

（補則）

第9条 この基準に定めるもののほか、教員の選考に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この基準は、平成11年11月10日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年12月19日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年1月16日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月18日から施行する。